

## 平成28年度 とちぎっ子学習状況調査実施要項

平成27年12月16日  
栃木県教育委員会

### 1 目的

本調査の実施により本県児童生徒の学力や学習の状況等を把握・分析し、児童生徒一人一人の課題を明確にするとともに、各学校が組織的に学習指導における検証改善サイクルの構築・運用に取り組むことにより、本県児童生徒の学力向上に資する。

### 2 調査実施日 平成28年4月19日（火）

### 3 調査の対象

(1) 県内の公立学校に在籍する以下の学年の全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第4・5学年、特別支援学校小学部第4・5学年

イ 中学校調査

中学校第2学年、県立中学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

### 4 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語・算数・理科の3教科とし、中学校調査は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までの学習内容とする。

(ウ) 出題内容は、学習指導要領に基づき、教科の目標及び内容に即した基礎的・基本的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力等に関わる内容とする。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、家庭学習等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という）を実施する。

(2) 学校に対する調査

学校における指導に関する取組や学習環境等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という）を実施する。

### 5 調査の実施体制

本調査の実施体制は、以下のとおりとする。

(1) 本調査は、県教育委員会が市町教育委員会の協力を得て実施する。

(2) 市町教育委員会は、自らが設置管理する学校に対して必要に応じて、指示・指導・助言等を行う。

(3) 各学校は、校長を調査責任者として、県教育委員会及び市町教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査を行う。

(4) 調査実施に関するスケジュール等は、別途示す。

## 6 調査問題の取扱い

- (1) 調査問題の回収は行わない。
- (2) 調査問題は公表する。

## 7 調査結果の取扱い

### (1) 調査結果の示し方

#### ア 教科に関する調査

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力等に関する区分ごとの平均正答数、平均正答率等
- ・ 県、市町、学校、児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ等
- ・ 各教科の設問ごとの平均正答率、無解答率等

#### イ 質問紙調査

- ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況
- ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する正答率との相関関係等

### (2) 調査結果の県教育委員会による公表

県教育委員会は、県民に対して県全体の状況に係る調査結果を公表するとともに、それらを栃木県教育委員会ホームページに掲載する。ただし、市町及び学校の状況について、個々の市町名・学校名を明らかにした公表は行わない。

### (3) 調査結果等の提供

ア 市町教育委員会に対しては、当該市町及び各学校の状況に関する調査結果、調査報告書等を提供する。

イ 学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果、調査報告書等を提供する。

ウ 児童生徒に対しては、当該児童生徒に係る調査結果を提供する。

### (4) 調査結果の活用

ア 県教育委員会は、県内の児童生徒の学力や学習の状況等を把握・分析するとともに、市町教育委員会と連携・協力して学校の検証改善サイクルの構築を支援する。

イ 市町教育委員会は、調査結果を踏まえ、学校における取組等に対して必要な支援を講ずる。

ウ 学校は、児童生徒の学力や学習の状況等を把握・分析し、課題を明確にすることで、個に応じた指導を充実させるとともに、学習指導の検証改善サイクルを確実に構築・運用し、教師一人一人の指導力向上に努める。

エ 児童生徒は、自らの学習到達状況や課題を確認するとともに、主体的に学習に取り組む際の参考とする。

### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、市町教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的に配慮すべき点は、以下のとおりとする。

#### ア 市町教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 市町教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(ウ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(ウ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(ウ)に基づき公表することは可能であること。

(ウ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う市町教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ②に基づき市町教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う市町教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。また、市町教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、市町教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、市町教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

イ 県教育委員会が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 県教育委員会は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全県的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、栃木県情報公開条例第七条第五号の規定を根拠として、同法における非開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 市町教育委員会は、県教育委員会から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記(ア)を参考に、それぞれの市町が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要項の趣旨、特に7(5)ア(ウ)を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

## 8 調査実施に当たっての相談体制

(1) 県教育委員会及び市町教育委員会は、学校からの相談に対応するなどの適切な指導・助言に努める。

(2) 市町教育委員会及び学校からの問い合わせについては次のとおり対応する。

ア 調査資料等の配送・回収等

県教育委員会が委託した業者

イ ア以外の本調査全般

学校 → 当該市町教育委員会 → 当該教育事務所 → 学校教育課学力向上推進室

## 9 調査全般に関する留意事項

### (1) 市町教育委員会及び学校における実施・活用体制等

ア 市町教育委員会は、調査職員を指名するとともに、県からの連絡や所管の学校からの相談に対応するなど、円滑な調査実施に努める。

イ 学校は、調査責任者である校長が担当教員を指名し、適切に実施できる体制を整える。

ウ 市町教育委員会及び学校は、本調査の目的や内容、調査結果の取扱い等について、児童生徒、保護者等の関係者への周知に努める。

エ 市町教育委員会及び学校は、事前に送付された調査問題等の内容や本調査に係る個人情報等の秘密については、それらの保持の徹底を図る。

オ 市町教育委員会及び学校は、提供された調査結果等について、本実施要項に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずる。また、関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要項の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要項の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずる。

### (2) 調査日程の変更等

特定の学校において、災害や事故等のやむを得ない事情により調査の実施日に調査を実施できないなどの状況や事情が生じた場合は、市町教育委員会及び学校の判断により、当該学校について調査の実施を見合わせることで、又は当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。その場合は、当該学校は市町教育委員会に速やかに連絡するとともに、市町教育委員会はその旨を県教育委員会に報告する。

### (3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、市町教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことができる。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時間の一部として取り扱うことができる。

(ア) 小学校調査 国語、算数、理科：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査 国語、社会、数学、理科、英語：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。

### (4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

### (5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

### (6) 個人情報の保護

県教育委員会及び市町教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき適切に取り扱う。

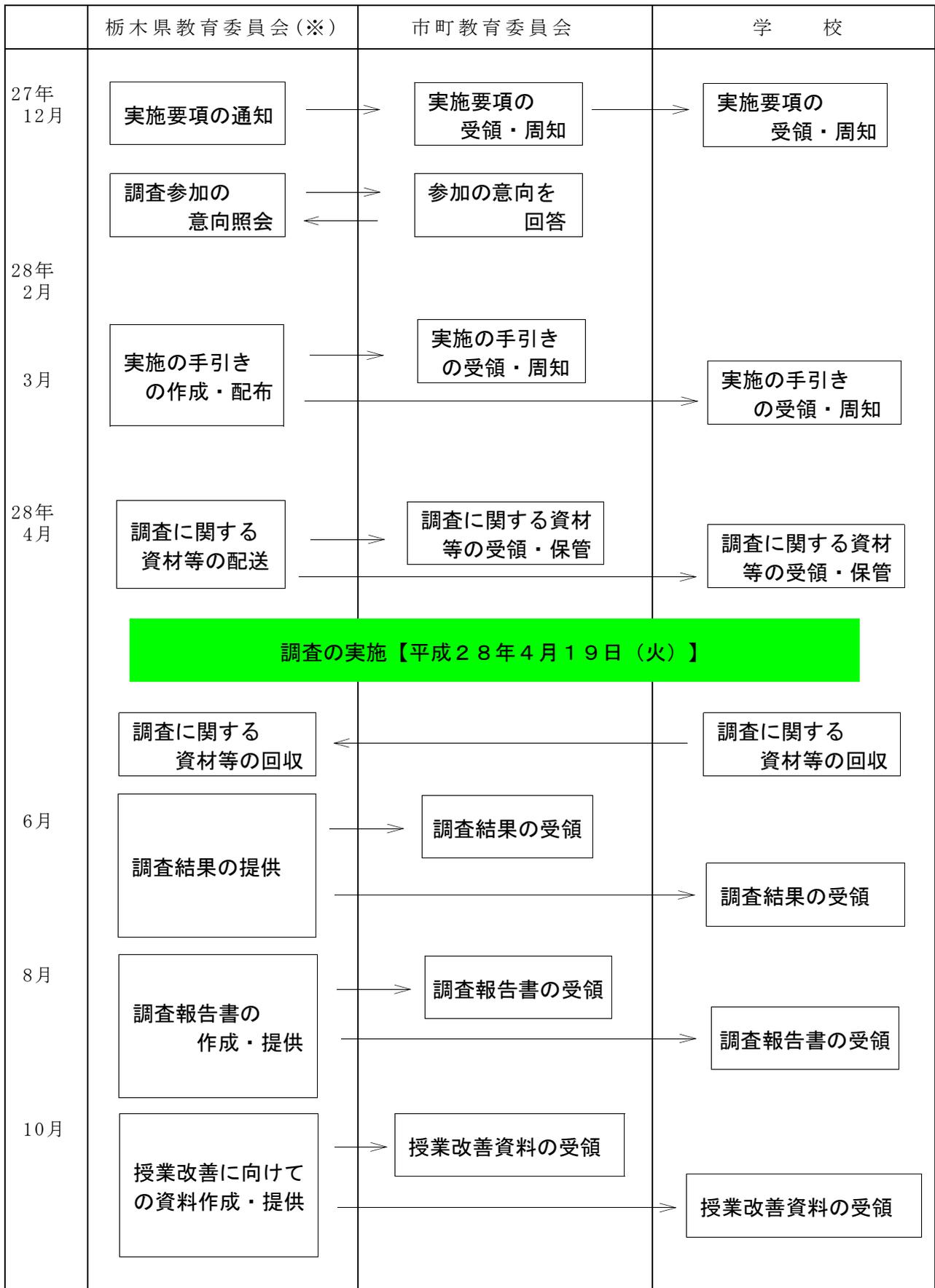
### (7) 調査問題の配送・回収、採点、集計等

調査問題の配送・回収、採点、集計等については、県教育委員会が委託した業者が行う。

## 10 その他

- ・ 調査問題については、「平成28年度とちぎっ子学習状況調査」問題検討委員会において検討する。
- ・ 本調査の具体的な実施方法等については、実施の手引きに示す。

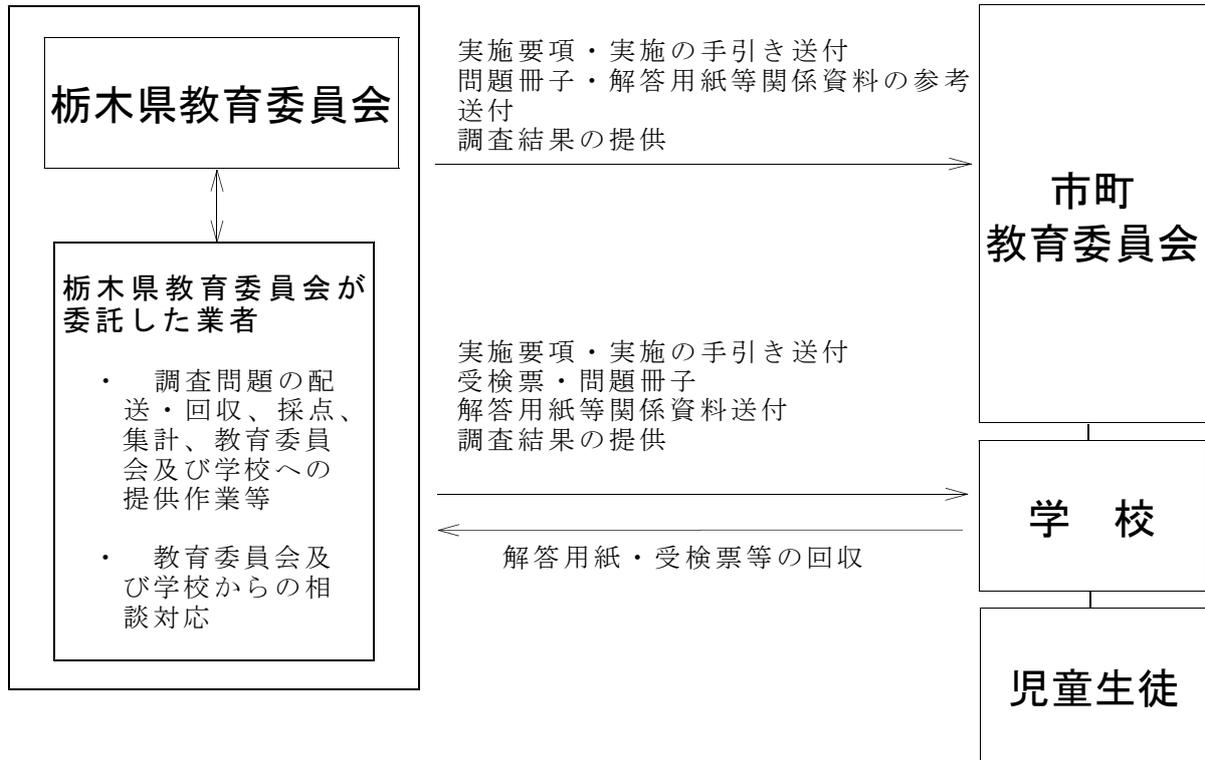
本調査の実施スケジュール（予定）



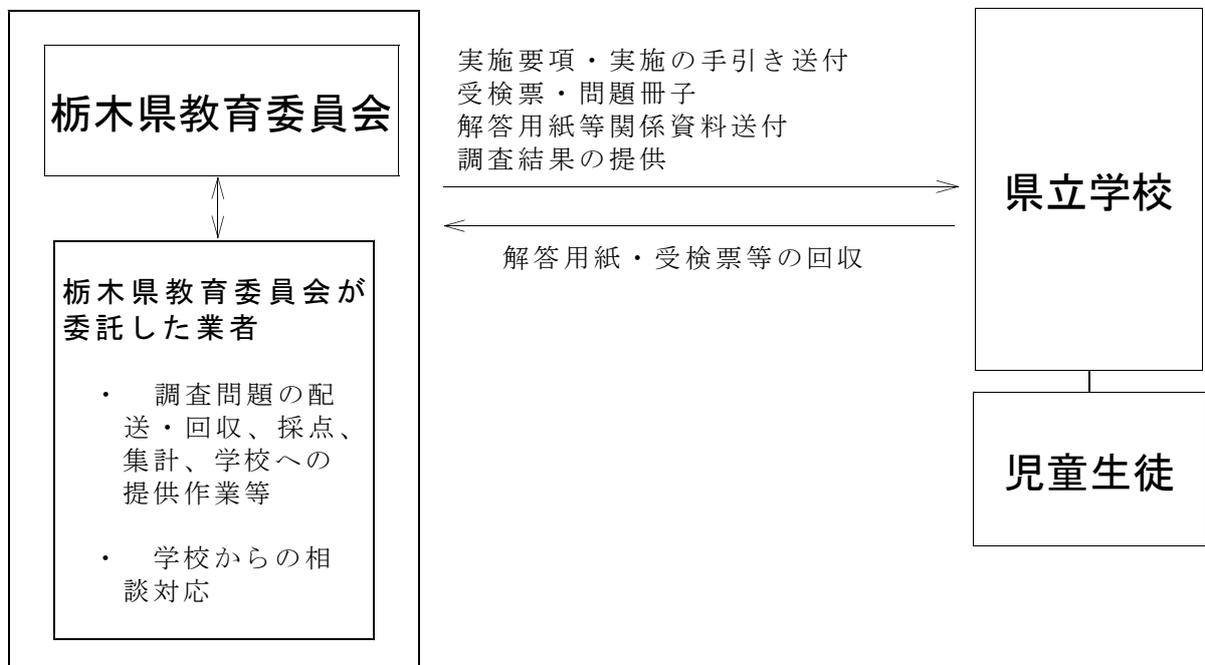
※ この図における「栃木県教育委員会」には、栃木県教育委員会が委託した業者を含む。

本調査の実施系統図

○ 市町立学校において実施する本調査は、次のような系統で行う。



○ 県立学校において実施する本調査は、次のような系統で行う。



調査対象となる県立学校は、県立中学校及び県立特別支援学校である。  
なお、県立特別支援学校に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、次に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

- ・ 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
- ・ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒